

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会答申第65号（情）

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和2年7月9日付けで行った文書「①2020年度、各小中学校から教育課程が届け出られた事実が分かる文書。②2020年度、各小中学校から再編成された教育課程が提出された事実が分かる文書。③以下学校の「再編成される前の教育課程」と「再編成後の教育課程」 ・水野小学校6年生の国語と算数 ・にじの丘小学校6年生の国語と算数 ・水野中学校3年生の社会と数学 ・にじの丘中学校3年生の社会と数学」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が令和2年7月27日付け2瀬学教第965号で行った公文書一部開示決定の処分については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が令和2年7月9日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和2年7月27日付け2瀬学教第965号で行った公文書一部開示決定の処分について、開示された公文書以外に存在するはずである公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 審査請求人が行った開示請求に対して、「再編成される前の教育課程」（開示請求した公文書のうち、「③以下学校の「再編成される前の教育課程」と「再編成後の教育課程」の一部）として、「小学校教育課程2020年度版」、「中学校教育課程2016年度版」、「中学校教育課程移行措置」が開示され、その他の文書は不開示（不存在）とされた。

イ 瀬戸市学校管理規則第5条において、校長は、教育課程を定め、「教育委員会に届け出るものとする」とされており、「①届け出られた事実が分かる文書」が存在しなければ、校長は同規則に違反し、処分庁は違反を追認していることとなる。

ウ 開示された文書は、いわゆる「愛日教育課程」である。「愛日教育課程」にも「Ⅱ 愛日地方の教育課程案の編成『3 各学校の教育課程編成と届け出』」の項に「各学校においては、（中略）各学校の特色を生かした教育課程を編成した上、市町村教育委員会に届け出されたい。」とあり、そのことを処分庁や現場の校長が知らないはずはない。

エ 処分庁は、「②2020年度、各小中学校から再編成された教育課程が提出された事実が分かる文書。」を不開示とした理由について、「再編成後に提出を求めておらず、文書不存在のため」としたが、教育課程は、瀬戸市学校管理規則において、校長が提出することを定めている。処分庁は、自ら定めた規則を理解しているのか疑

問である。

オ 新型コロナウイルス感染症に起因する学校の休校により、各学校の教育課程の再編成は不可避である。後で更に修正される可能性があるとしても、開示請求時点で再編成された教育課程は必ず存在するはずである。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

- (1) 今回一部開示とした「小学校教育課程 令和2年度版」、「中学校教育課程 平成28年度版」、「中学校教育課程 移行措置」を各校の令和2年度教育課程とすることは、同年度4月の校長会議で確認がなされている。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休校措置等様々な教育活動に制限がなされた。加えて、県内の感染状況に応じて制限の基準が変更された。その状況に合わせて、市内各学校においては教育活動を随時見直しており、各校長は処分庁へ届出を行うことができる状況ではなく、また、処分庁も届出を促す状況ではなかった。
- (3) 開示した文書以外、審査請求人の主張する文書は不存在のため開示することはできない。

4 審査請求に係る経過

令和2年 7 月 9 日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書を提出
令和2年 7 月 27 日 処分庁が公文書一部開示決定をし、通知書を送付
令和2年 10 月 15 日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和3年 2 月 25 日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼
令和3年 12 月 21 日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和3年 12 月 23 日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼
令和4年 1 月 5 日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和5年 2 月 10 日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和5年 8 月 15 日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書を提出
令和5年 11 月 17 日 第1回審査

5 審査会の判断の理由

- (1) 審査請求人は、次のように主張している。

ア 瀬戸市学校管理規則（以下「規則」という。）において、校長は教育課程を定め教育委員会に届け出るものと定められている。令和2年は、コロナ禍に起因する休校措置があり、授業を行う上では、教育課程の再編は不可避であり、再編成した教育課程は必ず存在する。

イ 愛知県教育委員会（以下「県教委」という。）が令和2年6月24日に発出した通知文（以下「県通知」という。）において、「卒業までに第3学年で学習すべき内容

が全て履修できるよう教育課程が再編成され、計画的に学習指導が行われていることを踏まえ」と記載がされている。県教委が各市の教育委員会へ確認せずに、このような記載をすることは考えられず、瀬戸市においても通知発出時点において、教育課程の再編成は終わっていたはずである。

ウ 処分庁は、不開示理由を「現在も再編成中であり、文書不存在のため」としたが、その後、更に再編成をすることとしても、その時点における、再編成後の教育課程は存在するはずである。

(2) そこで、本審査会は、次のとおり調査し、審査を行った。

ア 規則において、校長が教育委員会に届け出るとされた教育課程について、どのように届出がされているか実態を確認した。

まず、審査請求人に確認をすると、審査請求人自身の経験では、当地区の学校は一部開示された愛日地方教育課程を、各市の教育課程として使用しており、愛日地方教育課程が市教育委員会に1部あることをもって、届出としていたとの説明であった。また、上記が慣習ではあるが、令和2年においてはコロナ禍により教育課程の再編成が不可避であり、再編成された教育課程は教育委員会へ届け出されるべきとの主張であった。

次に、処分庁に確認をすると、愛日地方教育課程を各校の教育課程としているが、校長会において使用する教育課程の確認をし、確認をもって届出と見做すことが慣習となっていたとの説明であった。

イ 上記の回答を受けて、校長会において教育課程の確認をしたことをもって、届出と見做すのであれば、確認をしたことがわかる文書があるかを処分庁へ確認した。

処分庁の説明は、校長会の議事録の開示は可能であるが、愛日地方教育課程を採用することは当然のこととなっており、議事録は全文が筆記されたものではなく簡易なものであり、わざわざ記載をしていないとの説明であった。

ウ 審査請求人が、県通知が発出される時点で教育課程の再編成が終わっていたと主張される点について、処分庁へ確認した。

処分庁の説明は、多くの学校行事が中止となったこと、夏季休暇が短縮されたこと及び余剰時間を活用することにより、全ての科目を履修できることを確認したが、時間数の確認のみであり、細かな教育課程の再編成を終えたわけではないとの説明であった。

エ にじの丘学園では、他校と違う教育課程を使用しており、当該教育課程は、請求文書中「再編成される前の教育課程」に該当すると考えられるが、開示の可否について調査を行った。

まず審査請求人に確認をしたところ、当時、どのような文書特定を処分庁で行ったか記憶がないが、開示請求の主旨は再編成前後の教育課程の比較であり、再編成前の教育課程のみ開示されても請求の意図とは異なるとの説明であった。

次に処分庁に確認をしたところ、はっきりとした記憶、記録は無いが、当該文書

は隠すものではなく、開示可能な文書であるとのことであった。しかし、同文書を本件以前に2度審査請求人へ開示した記録もあり、本件においては文書特定の上で開示文書の対象外としたと考えられるとの説明であった。

以上のことから、開示請求時点から時間が経過しており、事実認定は困難であるが、両者の文書特定により請求文書の対象外とされたと推察されうる。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

7 補足意見

本審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、本件の事務手続きについて、補足的に意見を述べる。

1点目は、規則に規定した事務の遂行についてである。

瀬戸市の小中学校において、愛日地方教育課程を教育課程として使用することが当然であり、校長会での確認により届出と見做しているとの説明であった。しかし、地方公共団体の一端を担う教育委員会が法令を遵守することは当然であり、規則上届出義務があれば、届出を行い、併せて届出をしたことを示す文書が存在するべきである。

2点目は、事務処理に要する日数についてである。

本件は、弁明書の提出依頼から提出までに約10か月、反論書の提出から当審査会への諮問までに約1年7か月を要している。行政不服審査法第1条において、行政不服審査の目的として「国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度」とされているが、「迅速」からかけ離れた事務処理がされており、制度の目的を失いかねない状態である。

審議においても時間の経過により、事実認定が困難となる弊害が出ており、また、事務処理の遅延により本来開示されるべき文書の保存年限が到来し、開示ができなくなることも懸念される。

以上の2点はともに、遵法精神の希薄さが垣間見えた結果である。現在の事務処理に係る問題を改善し、今後、適法な事務遂行が当然になされるよう強く要望する。